

神奈川県スポーツ少年団リーダー会会則

(総 則)

第1条 本会は、神奈川県スポーツ少年団リーダー会と称する。

(目 的)

第2条 本会は日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき、神奈川県スポーツ少年団のリーダーが相互に協力し合い、友情を深め、自らの資質の向上に努めるとともに、神奈川県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の友情を深めるための活動
- (2) 会員の資質向上のための研修会
- (3) スポーツ少年団リーダー講習会への参加
- (4) スポーツ少年団の各種事業への参加と協力
- (5) スポーツ少年団の広報活動
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会会員は、少年団登録者の内、次のいずれかの推薦を受けた者とする。

- (1) 原則としてジュニア・リーダーの認定資格を有する者で、単位団代表者及び市町村スポーツ少年団が推薦した中学生以上23歳以下の者。
- (2) 神奈川県スポーツ少年団本部が推薦した中学生以上23歳以下の者。

第5条 次の各項に該当し、役員会で承認されたとき本会員の資格を喪失する。

- (1) スポーツ少年団の組織から退いた時。
- (2) 本会の名誉を著しく損なうような行為をした場合。
- (3) 当年度の会費納入を怠った場合。
- (4) 退会を申し出た場合。

(登 録)

第6条 本会への登録は、次のように行う。

- (1) 本会への登録は、所定の登録申込書により行う。
- (2) 登録は毎年度これを更新するものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 若干名 | (3) 書 記 | 2 名 |
| (4) 会 計 | 2 名 | (5) 広 報 | 2 名 | (6) 監 事 | 2 名 |

第8条 本会役員選出は次のとおりとする。

会長・副会長・書記・会計・広報・監事は総会において会員の中から推挙し、神奈川県スポーツ少年団本部長が委嘱する。

第9条 各役員の役職は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故が起きたときはその職務を代行する。
- (3) 書記は本会活動内容を記録、保存し、必要事項を全員に伝達する。
- (4) 会計は本会の会費その他の経費を經理し、必要に応じて会員にその状況を知らせる。
- (5) 広報は本会の事業を遂行するために必要な広報活動をする。
- (6) 監事は本会の会計を監査し、結果を報告する。

第10条 本会役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し再任を妨げない。
- (2) 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会 議)

第11条 会議は以下のとおりとする。但し、決議事項は神奈川県スポーツ少年団本部の承認を得るものとする。

- (1) 総会は毎年1回以上開催し、会長がこれを召集しその議長を推挙する。
- (2) 会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会は、役員の変更、収支予算及び収支決算並びに事業計画及び事業報告の承認その他重要事項を審議決定する。
- (4) 役員会は、本会の目的を達成するための議案を協議し、推進にあたる。

第12条 役員会は会長、副会長、書記、会計、広報をもって構成する。

第13条 会議の議決は会員の過半数の同意を得て議決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

(会 計)

第14条 本会の経費は、会費及びその他をもって充当する。

第15条 本会の会費は、次のように定める。

- (1) 中学生 2,000円(年額)
- (2) 高校生 3,000円(年額)
- (3) 大学生以上 4,000円(年額)

第16条 本会の会計年度は、4月1日～3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、神奈川県体育協会におく。

(会則改正)

第18条 本会の会則は、総会において会員の過半数の合意を得、神奈川県スポーツ少年団本部の同意があった場合に改正できる。

(付 則)

- 1 この会則は、平成6年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成12年4月1日より改定施行する。
- 3 この会則は、平成16年6月19日より改定施行する。
- 4 この会則は、平成17年4月1日より改定施行する。
- 5 この会則は、平成24年4月1日より改定施行する。